

有料指定ごみ袋制度の導入及びプラスチックごみ分別収集について

現在、さしま環境管理事務組合（以下「組合」という。）では、ごみ減量化及びリサイクル推進のため「ごみの有料化」及び「プラスチックごみの資源化」に向けた取り組みを進めております。

しかしながら、組合及び構成市町での調整に時間を要しており、令和8年4月1日の管内同時の制度開始は、物理的にも難しい状況となっております。

この度、組合から各制度導入に向けた新たなスケジュール等が提示されたため、内容を報告します。

- 1 実施時期 変更前：令和8年4月1日
 変更後：令和9年4月1日（予定）

- 2 実施区域 【総和地区】及び【三和地区】
 ※組合の構成市町全域

- 3 導入制度及び内容
 - (1) 「有料指定ごみ袋制度」
 - * 指定袋は【可燃ごみ】のみ
 - * 指定袋は組合が作成主体となり一括で管理
 - * 指定袋の販売に伴うごみ処理手数料は組合で徴収

 - (2) 「プラスチックごみ分別収集」
 - * 分類「プラスチックごみ」を新設
 - * 対象品目となるプラごみは透明袋で排出
 - 対象品目 ・プラスチック製の製品廃棄物
 - ・プラスチック製容器包装

- 4 周知方法 ・住民説明会の実施
 ・チラシ等の配布
 ・広報紙、ホームページへの掲載 等

- 5 その他 【古河地区】については、組合加入時期に合わせて「有料指定ごみ袋制度」導入を予定しています。